

株主各位

第 119 期連結計算書類の連結注記表 第 119 期計算書類の個別注記表

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aisan-ind.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

2021 年 5 月 26 日

愛三工業株式会社

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 テイケイ気化器(株)、愛協産業(株)、アイサン コンピュータ サービス(株)、日本超硬(株)、(株)中京治具、愛三熊本(株)、玄潭産業(株)、玄潭テック(株)、愛三(天津)汽車部件有限公司、愛三(佛山)汽車部件有限公司、愛三貿易(広州)有限公司、沈陽玄潭汽車部件有限公司、泰凱通用化油器(宁波)有限公司、玄潭(張家港)汽車部件有限公司、(株)アイサン ナスモコ インダストリ、アイサン コーポレーション アジア パシフィック(株)、アイサン オートパーツ インディア(株)、IHDインダストリーズ(株)、アイサン フィエム オートモーティブズ インディア(株)、アイサン セールス インディア(株)、フランクリン プレジジョン インダストリー(株)、アイサン コーポレーション オブ アメリカ、ヒョンタン アメリカ(株)、アイサン オートパーツ メキシコ(株)、アイサン インダストリー フランス(株)、アイサン インダストリー チェコ(有)、アイサン コーポレーション ヨーロッパ(株)、ヒョンタン スロバキア(有)の28社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社

関連会社 ミヤマ精工(株)

なお、上記関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、玄潭産業(株)、玄潭テック(株)、愛三(天津)汽車部件有限公司、愛三(佛山)汽車部件有限公司、愛三貿易(広州)有限公司、沈陽玄潭汽車部件有限公司、泰凱通用化油器(宁波)有限公司、玄潭(張家港)汽車部件有限公司、(株)アイサン ナスモコ インダストリー、IHDインダストリーズ(株)、フランクリン プレシジョン インダストリー(株)、アイサン コーポレーション オブ アメリカ、ヒョントアン アメリカ(株)、アイサン オートパーツ メキシコ(株)、アイサン インダストリー フランス(株)、アイサン インダストリー チェコ(株)、アイサン コーポレーション ヨーロッパ(株)、ヒョントアン スロバキア(株)の決算日は12月31日であり、連結決算日(3月31日)と異なっておりますが、決算日の差異が3カ月を超えていないため、連結計算書類の作成にあたっては当該子会社の事業年度の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結計算書類作成上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(イ)重要な資産の評価基準および評価方法

(1)有価証券

その他有価証券 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2)デリバティブ

時価法

(3)たな卸資産

主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

当社および国内連結子会社は定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

在外連結子会社は、主として定額法(ただし、一部の在外連結子会社は機械装置と工具については定率法)によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 主として9年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ハ)重要な引当金の計上基準

- (1)貸倒引当金 当社および連結子会社の一部は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2)製品保証引当金 当社および連結子会社の一部は、製品の品質保証費用の支出に充てるため、納入先とのクレーム補償契約に基づくクレームは過去の実績を基礎にして当連結会計年度売上高に対応する発生見込額を繰り入れ、当連結会計年度保証期間経過対応分を取り崩しており、そのほか臨時かつ多額に発生したクレームに対応するため、その支出見込額を繰り入れ、支出額を取り崩しております。
- (3)役員賞与引当金 当社および国内連結子会社の一部は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- (4)役員退職慰労引当金 連結子会社の一部は、役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5)事業構造改善引当金 事業構造の改善に伴い発生する損失に備えるため、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積られる金額を計上しております。

(二)退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(ホ)重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産および負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(ハ)ヘッジ会計

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

また、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。

(ト)のれんの償却方法および償却期間

のれんは、5年間の定額法により償却を行っております。

(チ)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(リ)連結納税制度の適用

当社および一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

当社および一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

5. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)

企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「6.会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度における将来に関する主な仮定および見積りの不確実性の主な発生要因のうち、翌連結会計年度において資産及び負債の帳簿価額に対する重要な修正の原因となる重要なリスクが生じる可能性があるものは以下のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は不確実性が高いものの当連結会計年度末時点での予測に基づき見積りを行っております。この見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により見積りが変化した場合には、結果として将来追加で費用または損失を計上する可能性があります。

① 製品保証引当金

製品保証引当金計上額 1,940百万円

当社グループは、製品の品質保証費用の支出に充てるため、納入先とのクレーム補償契約に基づくクレームは過去の実績を基礎にして当連結会計年度売上高に対応する発生見込額を繰り入れ、当連結会計年度保証期間経過対応分を取り崩しております。また臨時かつ多額に発生したクレームは、会社が過去に製造した製品に対して納入先が不具合の修理対応を行った場合に会社が負担すると合理的に見込まれる金額に基づき算定し、その支出見込額を繰り入れ、支出額を取り崩しております。その見積額は不具合対応の実施台数、1台当たりの修理単価、不具合対応費用の負担割合を基に計算しております。この計算は見積りによるものであり、本質的に不確実性を内包しております。従って、実際のクレーム費は見積りと異なることがあり、製品保証引当金の積み増しまたは取り崩しが必要となる可能性があります。

② 退職給付債務

退職給付に係る資産計上額 8,380百万円

退職給付に係る負債計上額 16,213百万円

退職給付債務の計算は、割引率、昇給率、退職率、死亡率等の前提条件を使用した年金数理計算により算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

退職給付債務の算定に使用した仮定は妥当なものと考えておりますが、実績との差異または仮定自体の変更により、当社グループの退職給付債務に影響を与える可能性があります。

③ 繰延税金資産の回収可能性の評価

繰延税金資産計上額 7,042百万円

繰延税金負債計上額 1,568百万円

当社グループは、将来減算一時差異に加え過年度に生じた税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消見込、将来の課税所得およびタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに基づいて判定されますが、その基礎となる次年度の予算および中期経営計画には製品の販売数量や販売単価等の重要な仮定が用いられており、これらの見積りには不確実性を伴うため、その見積額が減少した場合は繰延税金資産が減額され税金費用を計上する可能性があります。

④ 固定資産の減損損失

減損損失計上額 - 百万円

当社グループは固定資産の減損会計の適用に際し、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングし、各グループの単位で回収可能価額を見積っております。その見積りには、資産の残存耐用年数や将来のキャッシュ・フローの予測、割引率等の前提条件を使用しております。なお、減損の兆候および減損損失の認識に関する判断、および回収可能価額の見積りは合理的であると判断しておりますが、これらの見積りには不確実性を伴うため、予測不能な前提条件の変化等により見積りが変化した場合には、結果として将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

II 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

173,985百万円

III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式 63,018,396株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月12日 定時株主総会	普通株式	440	7	2020年3月31日	2020年6月15日
2020年10月28日 取締役会	普通株式	440	7	2020年9月30日	2020年11月26日

- (2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年6月15日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり、
提案しております。

- ① 配当金の総額 692百万円
② 1株当たり配当額 11円
③ 基準日 2021年3月31日
④ 効力発生日 2021年6月16日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる
株式の種類および数
普通株式 863,000株

Ⅳ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また資金調達については、主として銀行等金融機関からの借入れや社債の発行によっております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、販売管理規則等に沿ってリスク管理を行っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金および設備投資資金であり、一部の長期借入金については為替変動リスクおよび金利変動リスクに対するヘッジ手段としてデリバティブ取引を実施しております。

一部の売掛金、貸付金については為替変動リスクに対するヘッジ手段としてデリバティブ取引を実施しております。

なお、デリバティブ取引は内規に基づき、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	44,845	44,845	—
(2) 受取手形及び売掛金	25,882	25,882	—
(3) 電子記録債権	3,943	3,943	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	6,627	6,627	—
(5) 支払手形及び買掛金	21,508	21,508	—
(6) 電子記録債務	2,222	2,222	—
(7) 短期借入金	7,448	7,448	—
(8) 社債	10,000	9,986	△14
(9) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	26,104	26,141	37
(10) デリバティブ取引	6	6	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5)支払手形及び買掛金、(6)電子記録債務、(7)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)社債

社債の時価については、日本証券業協会が定める公社債店頭売買参考統計値によっております。

(9)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

(10)デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額382百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

V 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,336円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 55円97銭 |

VI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

- | | | |
|----------------------|--|-------------|
| (1)子会社株式および関連会社株式 | 移動平均法による原価法 | |
| (2)その他有価証券 | 時価のあるもの | |
| | 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しております。) | |
| | 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| (3)たな卸資産の評価基準および評価方法 | 総平均法による原価法 (貸借対照表価額については
収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) | |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------|--|
| (1)有形固定資産 | 定率法によっております。 |
| (リース資産を除く) | ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額
法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物 15～50年 |
| | 機械及び装置 主として9年 |
| (2)無形固定資産 | 定額法によっております。 |
| (リース資産を除く) | |
| (3)リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

3. 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は
損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)製品保証引当金

当社製品の品質保証費用の支出に充てるため、納入先とのクレーム補償契約に基づくクレームは過去の実績を基礎にして当事業年度売上高に対応する発生見込額を繰り入れ、当事業年度保証期間経過対応分を取り崩しており、そのほか臨時かつ多額に発生したクレームに対応するため、その支出見込額を繰り入れ、支出額を取り崩しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5. ヘッジ会計

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

また、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

8. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

9. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)

企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「10.会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

10. 会計上の見積りに関する注記

各見積りに関する内容につきましては、連結注記表「6.会計上の見積りに関する注記」にて記載しております。

- ① 製品保証引当金
製品保証引当金計上額 930百万円
- ② 退職給付債務
前払年金費用計上額 4,765百万円
退職給付引当金計上額 13,011百万円
- ③ 繰延税金資産の回収可能性の評価
繰延税金資産計上額 5,944百万円
- ④ 固定資産の減損損失
減損損失計上額 - 百万円

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		104,538百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務		
	短期金銭債権	16,206百万円
	短期金銭債務	2,330百万円
	長期金銭債務	106百万円
3. 取締役および監査役に対する金銭債務		4百万円

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業取引	売上高	63,290百万円
	営業取引	仕入高	14,436百万円
	営業取引以外の取引高		2,771百万円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および数	普通株式	26,726株
-------------	------	---------

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	退職給付引当金	2,796百万円
	減損損失	2,306百万円
	関係会社株式評価損	1,070百万円
	繰越欠損金	961百万円
	未払賞与	784百万円
	減価償却超過額	540百万円
	事業構造改善費用	374百万円
	未払費用	282百万円
	製品保証引当金	279百万円
	たな卸資産評価減	239百万円
	その他	169百万円
	繰延税金資産 小計	9,804百万円
	評価性引当額	△2,638百万円
	繰延税金資産 合計	7,166百万円
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△1,222百万円
	繰延税金負債 合計	△1,222百万円
繰延税金資産の純額		5,944百万円

Ⅵ 関連当事者との取引に関する注記

1.親会社および法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注 3)	科 目	期末残高 (百万円) (注 3)
その他の 関係会社	トヨタ自動車 株式会社	所有 0.00% 被所有 直接28.75% 間接 0.25%	・ 役員の兼職等 ・ 当社製品の販売	自動車部品 の販売 (注) 1	46,972	電子記録債権	1,430
						売掛金	6,094
				自動車部品・ 材料の購入 (注) 2	4,930	買掛金	971

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 自動車部品の販売については、市場価格を勘案した当社希望価格を提示し、每期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 自動車部品・材料の購入については、市場価格、総原価を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。

2.子会社および関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 アイサン ナスモコ インダストリ	所有 85.00%	・ 当社製品の販売	自動車部品 の販売 (注) 1	2,565	売掛金	1,770
子会社	アイサン インダストリー チェコ 有限会社	所有 95.00%	・ 当社製品の販売	自動車部品 の販売 (注) 1	2,379	売掛金	1,760

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 自動車部品の販売については、市場価格を勘案した当社希望価格を提示し、每期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

3.兄弟会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科 目	期末残高 (百万円) (注2)
その他の 関係会社 の子会社	ダイハツ工業 株式会社 トヨタ自動車 株式会社 の子会社	被所有 直接 0.23%	・当社製品の販売	自動車部品 の販売 (注) 1	6,526	電子記録債権	1,138
						売掛金	873

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 自動車部品の販売については、市場価格を勘案した当社希望価格を提示し、每期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 925円62銭
- 1株当たり当期純利益 43円37銭

Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。